

白馬村学校給食における食物アレルギー対応指針

令和3年3月改訂

白馬村教育委員会

■対応方針（概要）

ー白馬村学校給食における食物アレルギー対応基本方針ー

- (1)食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも「安全性」を最優先する。
- (2)食物アレルギー対応委員会を各校内に設置し、児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約するなど組織的に対応する。
- (3)医師（可能な限り経口負荷試験が実施できる医療機関）の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」「対応実施申請書」の提出を毎年必須とする。
- (4)安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか二者択一）を原則とする。
- (5)給食センターにおいてその機能に限界があり、集団給食においては無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- (6)教育委員会は、食物アレルギーについて一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

白馬村の学校給食で**最優先するのは「安全性」**であると考え、学校給食における栄養価の充足やおいしさ、彩り、保護者の方や児童生徒の希望は、安全性が十分確保される上で検討実施することとします。従って、「安全」確保のために、多段階の除去食提供は行わず、原因食物を『**提供するかしないか二者択一**』を給食における食物アレルギーの原則的な対応といたします。

二者択一とは、牛乳アレルギーを例にすると以下のような対応となります。

多段階対応では、1) 完全除去 2) 少量可 3) 加工食品可 4) 牛乳を利用した料理可 5) 飲用牛乳のみ停止など様々なレベルに対し個々に対応すると現場は複雑化し、事故の温床にもなる危険性が高まります。そこで、対応する給食は二者択一、**完全除去か、他の児童生徒と同じように全ての牛乳・乳製品を提供するか**どちらかで対応するというものです。

また、調味料・だし・揚げ油・コンタミの可能性の加工品（魚介類など）の除去代替が必要な児童生徒さんに関しては、**重篤な食物アレルギー**であることから安全な学校給食提供は困難であり、弁当対応を考慮するようになっていきます。ただし、対応決定には学校におけるアレルギー委員会、センターとの面談の上、医師に改めて確認いただきます。

H24 年東京都で食物アレルギーを有する児童が、学校給食を食べた後にアナフィラキシーショックで亡くなるという事故が発生しております。本調査は全員が提出していただくことで学校、保護者、給食センターが一丸となってお子さんの「いのち」に関わる適切な判断と安全な業務運用につながります。何卒ご協力ください。

食物アレルギー対応開始までのながれ

10月
(来入児)

「白馬村学校給食における食物アレルギー対応指針・対応の流れ」(本紙)
「食物アレルギー調査(お願い)」(別紙)をお渡しします。

11月
(在校生)

食物アレルギーの有無に関わらず「食物アレルギー調査(お願い)」を、ご提出ください。(食物アレルギーがない場合はこの提出で終わりです。)

食物アレルギーのある児童生徒の保護者の方には、以下をお渡しします

- ①「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」
- ②「学校給食アレルギー対応食実施申請書」

1月

可能な限り経口負荷試験の実施できる医療機関を受診し、

- ①「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」
 - ②「学校給食アレルギー対応食実施申請書」
- } これらの書類を学校にご提出ください。

※提出書類は、毎年必要です。

2月～
3月頃

面談の実施 保護者の方と各校の食物アレルギー対応委員会(学校長、養護教諭、給食主任、担任教諭、センター長、センター栄養士)による面談を実施します。

面談の結果により「食物アレルギー個別取り組みプラン」を作成し、関係者内の情報共有により対応します。

※アレルギー以外で服薬等により禁忌性の食品がある場合等は、担当医師が「学校生活管理指導表」の「その他注意すること」欄にその旨を記載したものをご提出下さい。

※生果物、生トマト等が食べられない場合は、お子さん自身で取り除いてください。

※また、医師が認定したアレルギー以外の理由によって食べられないものがある場合は、完全除去食物以外お子さん自身の判断となりますのでご理解ください。

「たぶん大丈夫」、「たぶんダメ」はお子さんの「命」に直結します。アレルギー症状の疑いがある場合は、経口負荷試験ができる医療機関を受診してください。じつは食べられるのに食べられないと思い込んでいる保護者の方も過去にいらっしゃいました。お子さんが今後の人生で「食べられる楽しみ」を持ち、健やかに成長するための正しい判断ができるのは保護者の方しかいませんので、ご理解の上よろしくお願いします。